

## FAO / WHO 合同食品規格計画第 27 回コーデックス総会

日時 : 2004 年 6 月 28 日 (月) ~ 7 月 3 日 (土)

場所 : ジュネーブ (スイス)

## 仮議題

第 1 章 はじめに	
1 .	議題の採択と議事運営
2 .	第 53 回及び第 54 回執行委員会について議長からの報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3 .	手続マニュアルの改正
a)	手続規則の改正
b)	手続マニュアルのその他の改正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4 .	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6 及び 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続のステップ 5 で提出されたものを含む)
5 .	ステップ 5 の規格案と関連文書
6 .	現行のコーデックス規格と関連文書の取消又は廃止
7 .	新規の規格及び関連文書の検討、作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する案件	
8 .	財政及び予算に関する案件
9 .	コーデックス総会の戦略的計画
10 .	コーデックス総会の議長及び副議長の選出
11 .	部会及び特別部会の議長を指名する国の指定
第 5 章 方針及び一般問題	
12 .	FAO/WHO によるコーデックス委員会の合同評価の実施及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業
13 .	部会及び特別部会の報告から提起された案件
14 .	コーデックス委員会とその他国際機関との関係
15 .	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
16 .	FAO 及び WHO から提起されたその他の案件
第 6 章 その他の案件	
17 .	その他の業務
18 .	報告書の採択



## 第 27 回コーデックス総会における採択事項

部会名等	議題	ステップ等	
手続マニュアル	手続規則の修正案：規則 執行委員会及び規則 予算と経費	修正案	
	手続規則の修正案：規則 5 オブザーバー	〃	
	コーデックス規格及び関連文書作成の手続の修正案	〃	
	議長の指名に関する基準案	〃	
	部会及び特別部会の開催国政府に対するガイドライン案	〃	
	部会及び特別部会の会合運営に関するガイドライン案	〃	
	部会及び特別部会の議長に対するガイドライン案	〃	
	単一試験所により妥当性確認がされた分析法の選定についての一般基準	〃	
	定義	トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの定義	新規収載
		食品の安全性に関するリスク分析用語の定義	〃
コーデックスで用いられる分析用語の定義修正案		修正案	
食品の定義の改訂		新規作業（改訂）	
総会	牛の成長ホルモンの最大残留基準値案	ステップ 8 (22 回総会よりステップ 8 に保留)	
	新バイオテクノロジー応用食品特別部会の所掌範囲案及び企画提案 前回総会での決定に基づき、我が国が作成したバイオテクノロジー応用食品に関する、新部会の設立も含めた新たな作業に関する提案。	新規作業	

部会名等	議題	ステップ等
一般原則部会	食品の国際貿易のための倫理規約の改訂案	助言 (ステップは現状の3に留めた状態で、改正の必要性や目的について総会に意見を求める)
食品添加物・汚染物質部会 (食品添加物)	食品添加物のコーデックス一般基準(GSFA)の食品分類システム案 GSFAで認める食品添加物の使用基準の表記のための分類であり、食品添加物の使用の認められていない食品も含めている。	ステップ8
	GSFAの表1の改訂案及び改訂素案 個々の食品添加物毎に、当該添加物の使用の認められる食品及び最高用量を規定しているもの。	ステップ8及び5/8
	第61回JECFAにおいて設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格 第61回JECFAで検討された添加物(添加物23品目、香料245品目)の規格及び暫定規格。	ステップ5/8
	食品添加物の国際番号システムの修正素案 国際番号システムは原材料表示の際に食品添加物の名称に替えて使用できるが、本修正は新たな添加物に番号を与えるためのもの。	"
	食品添加物の最大基準値(食品添加物のコーデックス一般基準)	基準値の失効
	食品添加物のコーデックス一般基準の食品添加物に係る条項素案(ステップ3)及び条項案(ステップ6)	作業中止
	活性塩素の安全な使用のための実施規範素案	"

部会名等	議題	ステップ等
食品添加物・汚染物質部会 (汚染物質)	ピーナッツのアフラトキシン汚染防止・低減に関する実施規範案 生産から消費までの主要ポイントにおけるピーナッツのアフラトキシンによる汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	ステップ8
	食品中に含まれる鉛の汚染防止・低減に関する実施規範案 生産から消費までの主要ポイントにおける食品の鉛による汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	"
	食品中に含まれるカドミウムの最大基準値原案(精米、小麦、馬鈴薯、茎菜・根菜、葉菜、その他野菜)	ステップ5
	ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案	"
	缶詰食品中の無機スズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案	"
	国際貿易に適用される食品中の放射線核種のガイドライン基準値案	"
	食品中の汚染物質及び毒素のコーデックス一般規格の改訂素案 GSCTFの中に「食品及び食品群中の汚染物質及び暴露評価の方針」に関する文章を含めるための修正を行う。	新規作業
	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシンに係るサンプリングプラン アフラトキシンによるこれらナッツ類の汚染実態を調査する際に使用すべきサンプリングプランを策定するもの。	"
	酸加水分解植物タンパク中の3-MCPD(クロロプロパノール)及び酸加水分解植物タンパクを含む食品の最大基準値素案 酸加水分解植物タンパク及びその製品中の3-MCPD(クロロプロパノール)の基準値を策定するもの。	"

部会名等	議題	ステップ等
食品添加物・汚染物質部会 (汚染物質)	デオキシニバレノールの最大基準値	作業中止
	食品中に含まれるカドミウムの最大基準値案(果実、牛、豚、羊及び家禽の肉、馬肉、ハーブ、キノコ、セルリアック、大豆、ピーナツ)	"
食品衛生部会	乳及び乳製品に関する衛生規範案 食品衛生の一般原則の国際勧告実施規範に基づき策定された生産から流通段階までの乳及び乳製品の衛生取扱を規定したもの。	ステップ8
	ドライミルクの衛生規範	現行規範(CAC/RCP 31-1983)の廃止
	乳幼児用食品の衛生取扱規範の改訂案(CAC/RCP21-1979) 乳児用調製粉乳のE. sakazaki i等の微生物汚染について問題提起があり、起草グループによる討議資料の作成、リスクプロファイルの作成、FAO/WHOの専門家会合へのリスク評価の結果、改訂が合意されたもの。	新規作業
食品表示部会	健康・栄養強調表示の使用に関するガイドライン案 食品の表示及び広告(所管当局によって規定されている場合)における健康強調表示(食品や食品構成要素と健康との関係について明示・暗示・含意する強調表示)と栄養強調表示(食品が特定の栄養特性を持っていると明示・暗示・含意するすべての強調表示)に関するガイドライン。	ステップ8
	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案 - 付属書2(使用可能な資材)の改訂案:表1(肥料・土壌改良資材)及び表2(農薬・防除薬剤) 肥料・土壌改良資材として塩化カルシウム溶液、農薬・防除薬剤として蜜ろう、殺鼠剤等を追加するもの。	ステップ8

部会名等	議題	ステップ等
食品表示部会	<p>急速冷凍されたフライ用衣つきフィッシュスティック、フィッシュポーション及びフィッシュフィレ規格修正案（表示セクション）</p> <p>魚類・水産製品部会から付託された本規格の表示に関する章について、魚肉含有割合が表示されるべきであること等を定めるもの。</p>	ステップ8
	<p>原産国表示に関する検討</p>	<p>指針提供の依頼 （作業継続の是非について総会の意見を求める）</p>
	<p>有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの改訂</p> <p>本ガイドラインは、4年ごとに見直すことが規定されているところ、本規定に基づき、ガイドライン全体について改訂を検討するもの。</p>	新規作業
分析・サンプリング法部会	<p>サンプリングに関する一般ガイドライン案</p> <p>コーデックス委員会の各部会や加盟国政府が適切なサンプリングプランを選択できることを目的とするもの。</p>	ステップ8
	<p>測定の不確かさに関するガイドライン案</p> <p>分析値の信頼性の指標となる分析の不確かさを推定する方法を示すとともに、要求に応じて報告することを勧告するもの。</p>	”
	<p>承認できる分析法の評価ガイドライン素案</p>	ステップ5
残留農薬部会	<p>農薬の最大残留基準値案及び改訂案</p> <p>JMPR での評価に基づき CCPR 了承した農薬残留基準案で、採択に付されるもの。</p>	ステップ8
	<p>農薬の最大残留基準値素案及び改訂素案</p> <p>JMPR での評価に基づき CCPR 了承した農薬残留基準案で、軽微な改訂や、部会において反対がないため迅速措置により採択に付されるもの。</p>	ステップ5/8

部会名等	議題	ステップ等
残留農薬部会	農薬の最大残留基準値素案	ステップ5
	コーデックス最大残留基準値	基準値の失効
	農薬の優先リスト（新規追加及び定期的見直し） JMPR 及び CCPR で今後検討される農薬リストについて、総会での承認を求めるもの。	新規作業
	食品及び動物用飼料のコーデックス分類（1993）の限定的改訂 現在の分類にない農作物等の追加や分類の変更について、総会での承認を求めるもの。	"
食品残留動物用医薬品部会	26 回総会以降に部会が開催されていないため、27 回総会での採択事項なし	-
食品輸出入検査・認証システム部会	食品の緊急事態における情報交換のための原則及びガイドライン素案 食品由来の危害に係る緊急事態が発生した場合における政府間の適切な情報交換を行なうためのガイドライン。	ステップ 5/8
	食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドラインの付属書素案 SPS 協定上の同等性の判断についての手続きに関するガイドラインを作成しようとするもの。	新規作業
	電子証明書に関する原則案 食品の検疫に係る電子証明書の作成、発行、受領のメカニズムに関する原則を作成しようとするもの。	"
	輸入食品に関するリスクに基づく検査の原則に関するガイドライン素案 輸入国の公衆衛生・食品安全規制との適合性を確認するためのリスクに基づく検査・国境でのチェックの実施に関するガイドラインを策定しようとするもの。	"



部会名等	議題	ステップ等
食品輸出入検査・認証システム部会	食品検査証明制度に係る技術的規制の同等性判断に関するガイドライン素案	作業中止
栄養・特殊用途食品部会	ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案	ステップ5
	乳児用調製粉乳の改正規格案	〃
	乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする食品の改正規格案	〃
乳・乳製品部会	濃縮脱脂練乳と植物性油脂の混合品に関する規格案	ステップ5
	脱脂粉乳と植物性油脂の粉末状混合品に関する規格案	〃
	加糖脱脂練乳と植物性脂肪の混合品に関する規格案	〃
	チェダーチーズ（C-1）の規格案	〃
	ダンボチーズ（C-3）の規格案	〃
	ホエイチーズの規格案	〃
	パルメザンチーズの新規格のための提案	指針提供の依頼
食肉衛生部会	リスクに基づくと畜検査手順に係る付属書素案	作業中止
	食肉衛生管理に関する手順の微生物学的検証に係る付属書素案	〃
魚類・水産製品部会	塩蔵大西洋ニシン・塩蔵ニシン類小魚の規格案 大西洋ニシン及び Sprat の塩蔵品に係る規格であり、加工工程における加塩及び保存温度等を定義している規格。	ステップ8
	魚類・水産製品証明書（衛生証明書）モデル案 CCFICS の「一般的な公的証明書の様式とその作成及び発行に関するガイドライン」を参考とし、HACCP 方式管理を前提とした証明書。	ステップ8

部会名等	議題	ステップ等
魚類・水産製品部会	<p>急速凍結ロブスター規格修正案  ロブスターの範囲適用についての検討が行われ、チリ及びエルサルバドルが提案してきた squat lobster 3種 (<i>Cervimunida johnii</i>, <i>Pleuroncodes monodon</i>, <i>Pleuroncodes planipes</i>) が新たに追加。</p>	ステップ8
	<p>魚類・水産製品取扱規範案（養殖及び冷凍衣つき水産製品）  全品目共通部分（適用範囲、定義、一般的衛生管理事項、一般的留意事項、HACCP原則等）、品目別記述、品目別必須品質要件で構成された魚類及び水産製品についての規範。このうち、「第2章 定義」のうち「2.2 養殖」及び「2.6 冷凍衣つき水産製品」と、「第6章 養殖生産」が総会に諮られる。</p>	ステップ5/8
	<p>タラ科の塩蔵及び塩干魚規格修正案</p>	ステップ5
	<p>イワシ及びイワシ類製品缶詰の規格修正素案</p>	作業中止
	<p>魚類・水産製品証明書（衛生証明書以外の証明書）モデル素案</p>	"
	<p>捕食性魚類リストの策定</p>	"
生鮮果実・野菜部会	<p>オレンジの規格案  完熟度の規準、品質、サイズ、表示、汚染物質、衛生に関する規定等からなる規格案。</p>	ステップ8
	<p>トマトの規格案</p>	ステップ5
動物用飼料特別部会	<p>適正動物飼養実施規範  （規定11、12、13以外については第26回総会において、飼料添加物の定義及び規定11、12、13については第5回動物飼料特別部会においてステップ8で総会に諮られることが決定）  農場における適性動物飼養基準及び食用動物用飼料の原材料調達、取扱い、保管、加工及び流通の各過程における適正製造基準（GMP）等を定めるもの。</p>	ステップ8

部会名等	議題	ステップ等
動物用飼料特別部会	<p>動物用飼料に関する今後の活動</p> <p>飼料及び飼料原材料加工における HACCP システムの適用、有害物質の最少量化等、検討すべきとの意思があり、動物用飼料に関する議題について検討するため、新部会を立ち上げようとするもの。</p>	<p>新規プロジェクトの提案 (新特別部会の設置に係る提案書の提出)</p>
アジア地域調整部会	<p>朝鮮人参製品の規格</p> <p>生鮮朝鮮人参の根を処理及び加工した後製造される、乾燥朝鮮人参の製品及び朝鮮人参の抽出物を使用した製品の規格を策定しようとするもの。</p>	<p>新規作業</p>
	<p>味噌の規格</p> <p>大豆を主原料とする茶色いペースト状の発酵製品の規格を策定しようとするもの。</p>	<p>〃</p>
	<p>コチュジャンの規格</p> <p>コチュジャン(発酵及び赤とうがらし粉と穀物から得たでんぷんを糖化させた後に混ぜ合わせ熟成させたペースト状の発酵製品)の規格を策定しようとするもの。</p>	<p>〃</p>

ステップ 5/8 : ステップ 6 及び 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの

## 手続マニュアルの修正案 (ALINORM 04/27/5)

### 【手続規則の修正案】

#### 1. 執行委員会の拡大、機能等

地域調整国を執行委員会のメンバーとする（従来はオブザーバー）。（新規規則 .1。規則 、 、 の一部はこれに伴う改正）

執行委員会の権能として、戦略的計画の総会に対する提案、提案の作業評価(critical review)の実施、規格策定の進捗状況のモニタリングを追加する一方、部会の設置、部会の議長国の指名において委員会を代行する権限を廃止する（規則 .2）。

委員会の支出見通しのほか、FAO 及び WHO 事務局長により付託された特別な事項について検討する（規則 .3）。

必要に応じ、小委員会を設置することができる（規則 .4）。

途上国参加支援のための基金が設置されたことに伴い、総会や部会に参加する途上国メンバーの旅費等の支出の見積りを予算に含めなければならないこととする（規則 .3）。

#### 2. オブザーバー

国際非政府組織(INGO)の委員会へのオブザーバー資格その他の決定については、必要に応じ、執行委員会の助言に基づいて FAO 又は WHO の事務局長が行うこととする。また、委員会は、国際非政府組織の参加に関する原則及び基準(協議会事務局注：CCGP にて検討中)を策定する。（規則 .5 及び 6）

### 【コーデックス規格及び関連文書作成の手続の修正案】

規格及び関連文書の策定手続に関し、

戦略的計画に基づくこと

作業評価(critical review)を実施すること（ステップ 1、5、8 において）

規格策定の進捗状況のモニタリングを実施すること

執行委員会による新規作業の承認及び規格案のステップ 5 における採択の廃止を規定するための改正。

## 1 戦略的計画

戦略的計画は、「作業の優先事項の設定基準」(協議会事務局注：CCGPにて検討中)を考慮して、作業評価において個別の規格提案を評価しうるような幅広い優先順位を規定するものでなければならない。

戦略的計画は6年を計画期間とし、2年ごとに見直す。

## 2 作業評価

新規作業の提案は、以下の事項を記載した企画書を添付しなくてはならない。

規格の目的と範囲

その適切性と時宜を得ていること

取り扱われる主な分野

作業の優先事項の設定基準に照らした査定結果

コーデックス戦略目的に対する妥当性

その提案と他の既存コーデックス文書との関連についての情報

専門家の科学的助言の必要性及び存在の有無

規格に対する外部機関からの技術的情報の必要性(専門委員会の計画のため)

新規作業の完了予定(作業開始日、ステップ5での採択、委員会による採択の予定日);通常5年を超えない範囲での規格策定のための時間的枠組み

新規作業の実施に対する決定は、執行委員会による作業評価に基づき、委員会が行う。

作業評価には下記事項を含む：

「作業の優先事項の設定基準」、戦略的計画及びリスク評価作業等を考慮して、規格の策定の提案を審査すること、

発展途上国の規格設定の必要性を特定すること

部会の設立と解散に関する助言

専門家の科学的な助言の必要性及び存在の有無の予備的評価及びそのような助言を求める優先順位づけ

## 3 規格策定のモニタリング

執行委員会は、委員会によって合意された時間的枠組みと比べて規格案の策定の現状がどう進んでいるかを評価報告するとともに、時間的枠組

みの延長、作業の取消し、担当部会の変更等を提案することができる。

作業評価の過程は、規格の策定の進行が時間的枠組みに沿い、また、採択のために委員会に提出される規格案が部会段階で十分に検討され、かつ技術的にも法的にも問題がないことを確保するものでなければならない。

モニタリングは、必要と思われる時間的枠組み及び委員会によって承認されなければならない規格の適用範囲の変更に対して実施されなければならない。

モニタリングは従って以下の事項を含む：

策定中の規格の進行をモニタリングし、どのように作業を修正すべきか助言すること；

採択のために委員会へ提出される前に、様式、言語の整合性、必要な承認手続の充足等、コーデックスのマנדート、委員会の決定及び既存文書との整合性を図るために、部会から提出された規格案を審査する。

#### 【議長の指名に関する基準案】

当該部会が設置される加盟国の国民であること。

当該部会の所掌分野に関する一般的な知識を持ち、技術的な問題を理解し及び分析できること。

可能な限り、継続的に議長の役割を遂行できること。

コーデックスのシステム及び規則に通じ、関連する国際的、政府の又は非政府の組織における経験を有すること。

委員会の作業言語の1つについて、明確に意思疎通ができること。

客観的及び公平に会議を運営し、合意形成を助長する能力を有すること。

委員会のメンバーにとって特に重要な問題に対して如才なく対処することができること。

当該部会の議題と利益相反関係にある活動に関わっていない又は関わらないこと。

#### 【部会及び特別部会の開催国政府に対するガイドライン案】

【部会及び特別部会の会合運営に関するガイドライン案】

【部会及び特別部会の議長に対するガイドライン案】

現行の「コーデックス部会及び特別部会のガイドライン」を分割整理するとともに、所用の修正を行うもの。主たる修正点は、以下のとおり。

部会の開催地決定に当たり、途上国での開催を考慮すべきとの規定を新設（開催国政府に対するガイドライン案）。

コンセンサス醸成のための議長の議事運営に関するガイダンスを定める（議長に対するガイドライン案）

ア コンセンサス醸成促進の責任の多くは議長にあり、議長は、作業の進行に当たり、以下の事項を考慮すべき。

（ア）規格策定のタイムリーな進行

（イ）規格案の内容及び正当性に関するコンセンサスの達成の必要性

（ウ）規格策定の全ての段階におけるコンセンサス達成の重要性及び原則として技術的レベルにおいてコンセンサスが達成された場合にのみ委員会に規格案を提出すべきであること

イ 議長は、コンセンサス醸成を促進するために以下の手法の実施を検討すべきであること。

（ア）可能な限り途上国からのデータの収集に努め、これも含めて現在のデータに関する科学的基礎の確立を確保すること。

（イ）部会の会議において問題が徹底的に議論されることを確保すること。

（ウ）合意ができない場合に、目的を明らかにし、全てのメンバーに開かれた形で非公式会合を組織すること。

（エ）コンセンサスが得られない事項を削除するため、規格案の対象範囲の変更を委員会に要請すること。

（オ）全ての懸念が考慮され、十分な妥協ができるまで、ステップを進めないこと（初期段階において、文書の大半についてコンセンサスのある場合に文書の一部に括弧書きを付すことを妨げるものではない。）

（カ）途上国の一層の参加を促進すること。

【コーデックス分析法策定のための原則の改正案】

1 単一試験所により妥当性確認された分析法の選定についての一般基準案

単一試験所により妥当性確認された分析法の使用がコーデックスにおいて承認されたことに伴い、国際的に認知された方法に従って単一試験所による妥当性確認がされていること等、これらの分析法が満たしておかなければならない基準を規定したもの。

## 2 コーデックスで用いられる分析用語の定義修正案

コーデックス内部での用語の整合性確保及びIUPACやISOの定義との整合性の確保の目的で、分析用語の定義について修正を行うもの。今回はその一部。

### **【手続きマニュアルに収載する定義】**

#### 1 トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの定義

「生産・加工・流通の特定段階に置いて、食品の動向を追跡する能力」

#### 2 食品の安全に関連するリスク分析用語の定義

微生物リスク管理に係る主要な概念であるFSO (Food Safety Objective) 、PO (Performance Objective) 、PC (Performance Criterion)について定義するもの。